

第83期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年6月25日（木曜日）

午前10時（受付開始:午前9時）

開催場所

静岡県静岡市葵区紺屋町3番10号

中島屋グランドホテル 4階 カトレア

議 案

<会社提案>

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役10名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

<株主提案>

第4号議案 自己株式取得の件

第5号議案 社外取締役の員数に関する
定款変更の件第6号議案 譲渡制限付株式報酬制度に
関する報酬額承認の件第7号議案 定時株主総会の基準日に関
する定款変更の件**株主総会にご出席いただけない場合**

書面(郵送)またはインターネットにより議決権
を行使くださいますようお願い申し上げます。
議決権行使期限

2026年6月24日（水曜日）午後5時40分まで

株主各位

証券コード 7292

2026年6月8日

静岡県静岡市葵区伝馬町11番地5

株式会社村上開明堂

代表取締役社長 村上 太郎

第83期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第83期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようをお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.murakami-kaimeido.co.jp>

（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会」を順に選択いただき、「第83期 定時株主総会」をご確認ください。）



株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/7292/tei/ji/>



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「村上開明堂」または「コード」に当社証券コード「7292」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

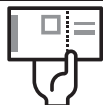


なお、当日ご出席されない場合は、以下の「議決権行使のご案内」に記載のとおり、書面（郵送）またはインターネットにより議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

議決権行使のご案内

株主総会への出席により
議決権を行使していただく場合



当日ご出席の際は、お手数ながら、議決権行使書用紙をご持参のうえ、株主総会会場受付へご提出ください。

インターネットにより
議決権を行使していただく場合



議決権行使サイトにアクセスしていただき、2026年6月24日（水曜日）午後5時40分までに賛否をご入力ください。

書面（郵送）により
議決権を行使していただく場合



議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、2026年6月24日（水曜日）午後5時40分までに到着するようご返送ください。

記

1 日 時	2026年6月25日（木曜日）午前10時 （受付開始:午前9時）
2 場 所	静岡県静岡市葵区紺屋町3番10号 中島屋グランドホテル 4階 カトレア （末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3 目的事項	報告事項 1. 第83期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第83期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 <会社提案> 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役10名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件 <株主提案> 第4号議案 自己株式取得の件 第5号議案 社外取締役の員数に関する定款変更の件 第6号議案 譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬額承認の件 第7号議案 定時株主総会の基準日に関する定款変更の件
4 議決権行使についてのご案内	・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。 ・後述の【議決権行使についてのご案内】もあわせてご参照ください。

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 基準日までに書面交付請求いただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、当該書面は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いており、前記インターネット上の各ウェブサイトに掲載しております。
- ①連結計算書類の「連結注記表」
- ②計算書類の「個別注記表」
- したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記電子提供措置をとっている各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年6月25日（木曜日）
午前10時（受付開始:午前9時）



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月24日（水曜日）
午後5時40分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年6月24日（水曜日）
午後5時40分到着分まで

書面による議決権行使のご案内

行使期限 2026年6月24日（水曜日）午後5時40分到着分まで



本株主総会におきましては、会社提案（取締役会からご提案させていただく議案）と株主提案（一部の株主様からご提案された議案）の決議を行います。

第4号議案から第7号議案は、一部の株主様からのご提案です。
当社取締役会としては、これらの議案いずれにも反対しております。
詳細は16頁以降をご参照ください。

議決権行使書用紙の記入例は、下記のとおりです。
インターネットにより議決権を行使いただく場合も、記入例をご参照のうえ、賛否をご入力ください。

■記入方法のご案内 議決権行使書用紙はイメージです。

議決権行使書

株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

切取線

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

各議案の賛否をご表示ください。

賛成の場合 「賛」 の欄に○印

反対の場合 「否」 の欄に○印

■議決権行使書の記載例

記載例は、会社提案すべて賛成・株主提案すべて反対の場合のものです。

会社提案分

議案	第1号議案	第2号議案	（下の候補者を除く）	第3号議案
会社提案	賛	賛		賛
	否	否		否

第1号議案から第3号議案までは当社取締役会からご提案させていただく議案です。

株主提案分

議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案
株主提案	賛	賛	賛	賛
	否	否	否	否

第4号議案から第7号議案までは一部の株主様からご提案された議案です。

当社取締役会は、株主提案のいずれにも反対しております。
当社取締役会の意見にご賛同いただける場合、株主提案には「否」の○印をご表示ください。

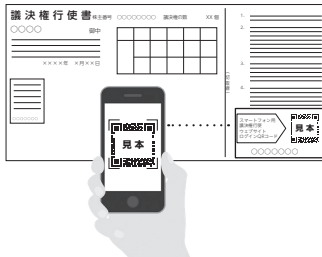
- 各議案に対して賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

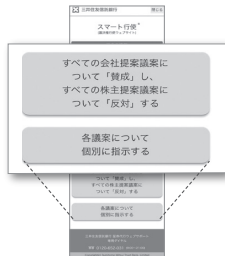
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

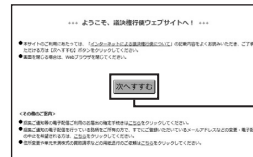
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

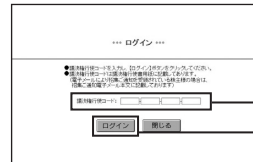
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

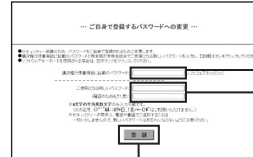
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)

(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

第1号議案

剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

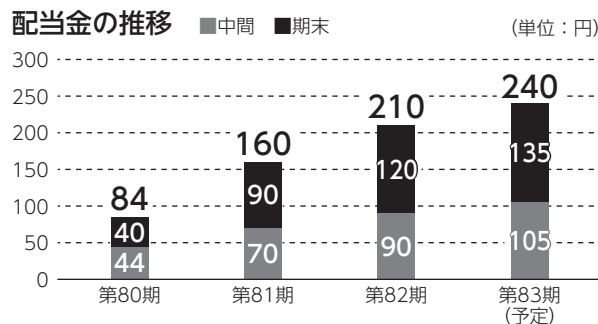
当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題のひとつとして位置づけております。利益配分につきましては、安定的な配当の継続を基本としながら、当社グループを取り巻く経営環境や業績及び配当性向等を総合的に勘案して、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- | | |
|------------------------------------|---------------------------------------|
| (1) 配当財産の種類 | 金銭 |
| (2) 株主に対する配当財産の割当てに
関する事項及びその総額 | 当社普通株式1株につき 135円
総額 1,563,982,155円 |

なお、当社は中間配当として当社普通株式1株につき105円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき240円となります。

- | | |
|--------------------|------------|
| (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 | 2026年6月26日 |
|--------------------|------------|

<ご参考>



第2号議案

取締役10名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（10名）が、任期満了となります。
つきましては、取締役10名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位	
1	むらかみ たろう 村上 太郎	代表取締役 取締役社長	再 任
2	は せ がわ たけし 長谷川 猛	専務取締役	再 任
3	かす や あつし 糟谷 篤	常務取締役	再 任
4	ひらさわ まさひで 平沢 方秀	取締役	再 任
5	まつ だ ひろあき 松田 裕昭	取締役	再 任
6	しまむら まさひろ 島村 昌宏	取締役	再 任
7	まえ だ けん た 前田 健太	取締役	再 任
8	ちからいし こういち 力石 晃一	取締役	再 任 社 外 独 立
9	あし わ ゆ み こ 足羽 由美子	取締役	再 任 社 外 独 立
10	ご とう やす お 後藤 康雄	取締役	再 任 社 外 独 立

再 任

再任取締役候補者

社 外

社外取締役候補者

独 立

証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

むら か み た ろ う
村上 太郎

再任

生年月日

1958年7月10日

所有する当社の株式数

1,461,069株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1985年11月	当社入社	2005年 5月	当社社長補佐
1989年 6月	当社取締役		兼情報システム部長
1996年 7月	当社建材事業部副事業部長	2005年 6月	当社代表取締役副社長
2001年 7月	当社ミラーシステム事業部 副事業部長	2008年 6月	当社代表取締役社長（現任）
2002年 6月	当社専務取締役 当社社長補佐兼企画室長 兼Murakami Manufacturing U. S. A. Inc. 会長兼C.E.O.		

取締役候補者とした理由

候補者は豊富な経験と幅広い見識を有し、2008年6月より当社の代表取締役社長を務めており、当社における企業価値の更なる向上を推進するために適任であると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

は せ が わ たけし
長谷川 猛

再任

生年月日

1959年2月4日

所有する当社の株式数

9,008株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1982年 4月	当社入社	2020年 6月	当社常務取締役
2009年 3月	当社経理部長	2022年 4月	当社経営企画本部所管
2012年 6月	当社執行役員 当社管理本部経営管理部長	2024年 4月	当社経理財務本部長 兼同本部経理財務部長
2013年 2月	株式会社村上開明堂ビジネス サービス代表取締役社長		兼知財法務リスク管理本部所管 兼コーポレート本部所管 兼北米・欧州所管
2015年 4月	当社常務執行役員	2024年 6月	当社専務取締役（現任） 当社経理財務本部長 兼同本部経理財務部長
2016年 4月	当社管理本部経営管理担当		兼知財法務リスク管理本部所管 兼北米・欧州所管（現任）
2017年 6月	当社取締役		当社北米統括（現任）
2017年10月	当社管理本部副本部長		
2018年 2月	当社管理本部長 兼経理部長		
2020年 4月	当社経営企画本部長 当社同本部経理部長	2025年11月	

取締役候補者とした理由

候補者は経理財務部門の責任者を務めるなど、豊富な経験・実績・見識を有しており、当社の経営の推進及び業務効率化を図るために適任であると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 3

かすや あつし
糟谷 篤

再任

生年月日

1966年3月29日

所有する当社の株式数

2,569株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1984年 3月	当社入社	2018年12月	当社ミラーシステム事業部業務部長
2009年 3月	当社ミラーシステム事業部 業務部長	2020年 4月	当社常務執行役員 ミラーシステム事業部副事業部長 兼同事業部生産管理部長 兼同事業部品質管理部担当
2010年 4月	嘉興村上汽配件有限公司 副総経理	2020年10月	当社調達本部長 当社経営企画本部 経営企画部担当
2013年 2月	当社ミラーシステム事業部調達部長	2022年 4月	当社経営企画本部長
2014年 4月	当社ミラーシステム事業部業務部長	2023年 6月	当社取締役
2015年 4月	当社執行役員 ミラーシステム事業部 生産管理部担当	2024年 4月	当社経営統括本部所管 兼国内関係会社所管 兼中国所管
2016年 6月	当社ミラーシステム事業部 事業戦略室担当	2024年 6月	当社常務取締役（現任）
2017年 7月	当社事業戦略室長	2025年 4月	当社グローバル調達本部長（現任）
2018年 2月	当社ミラーシステム事業部 業務部担当	2025年 6月	当社経営統括本部所管 兼中国所管（現任）
2018年 4月	当社ミラーシステム事業部 MPS推進部担当		

取締役候補者とした理由

候補者は経営企画部門、調達部門の責任者を務めるなど、豊富な経験・実績・見識を有しており、当社の経営の推進及び業務効率化を図るために適任であると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 4

ひら さわ まさ ひで
平沢 方秀

再任

生年月日

1958年4月8日

所有する当社の株式数

4,173株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1983年 4月	キャノン株式会社入社	2021年10月	当社経営企画本部 新規事業戦略室所管
1998年 1月	同社電子映像22設計室室長	2022年 5月	当社新規事業推進本部長 当社新規事業推進本部 先行開発室長
2006年 7月	同社DCP第二開発センター 副所長	2024年 4月	当社フューチャーラボ本部長 兼同本部技術マーケティング 部長
2010年 1月	同社DCP第二開発センター所長	2025年 4月	当社新規事業推進本部長 兼同本部 マーケティング戦略部長
2016年 1月	同社ICP統括第二開発センター 所長	2025年 6月	当社車載事業部所管 兼国内関係会社所管（現任）
2018年 5月	当社入社顧問		
2019年 4月	当社常務執行役員		
2020年 4月	当社第二開発本部長		
2020年 6月	当社取締役（現任）		
2021年 4月	当社開発本部長		
2021年 9月	当社第二開発本部長		

取締役候補者とした理由

候補者は新商品の開発部門の責任者を務めるなど、豊富な経験・実績・見識を有しており、当社の経営及び開発業務の推進を図るために適任であると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

まつ だ ひろ あき
松 田 裕 昭

再 任

生年月日

1966年6月23日

所有する当社の株式数

8,762株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1989年 3月	当社入社	2020年 4月	当社営業本部長
2011年 4月	株式会社村上開明堂化成社長	2021年 4月	当社常務執行役員
2015年 4月	当社オプトロニクス事業部 副事業部長	2023年 6月	当社取締役（現任）
2016年 4月	当社執行役員 オプトロニクス事業部長	2024年 4月	当社オプトロニクス事業部所管 兼社会イノベーション事業部 所管
2016年10月	兼同事業部オプト生産部長 当社オプトロニクス事業部 オプト営業部長	2025年 4月	当社グローバル営業本部長 兼オプトロニクス事業部所管 （現任）
2019年 7月	当社オプトロニクス事業部 オプト業務部長	2025年 6月	当社ASEAN統括（現任）

取締役候補者とした理由

候補者は営業部門の責任者を務めるなど、豊富な経験・実績・見識を有しており、当社の営業展開及び業務効率化を図るために適任であると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

しま むら まさ ひろ
島 村 昌 宏

再 任

生年月日

1962年1月2日

所有する当社の株式数

17,386株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1984年 3月	当社入社	2019年 5月	当社経営企画本部 事業推進室付理事
2013年 2月	当社管理本部防災安全部長	2020年 4月	当社営業本部 グローバル営業部長
2014年 2月	当社管理本部総務人事部長 兼同本部防災安全部長	2021年 4月	当社執行役員
2015年10月	株式会社村上開明堂九州 代表取締役社長	2022年 4月	当社常務執行役員
2017年 4月	PT.Murakami Delloyd Indonesia 取締役社長	2024年 4月	当社コーポレート本部長（現任）
2018年 4月	当社執行役員	2024年 6月	当社取締役（現任）
		2025年 6月	当社品質保証本部所管（現任）

取締役候補者とした理由

候補者は営業部門の責任者や国内・海外関係会社の社長を務めるなど、豊富な経験・実績・見識を有しており、当社の経営の推進及び業務効率化を図るために適任であると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 7

まえ だ けん た
前 田 健 太

再 任

生年月日
1966年3月15日
所有する当社の株式数
2,737株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1989年 3月	当社入社	2020年 9月	当社オプトロニクス事業部長 兼同事業部オプト業務部長
2009年 9月	当社ミラーシステム事業部 調達部長		兼同事業部オプト技術室長 兼同事業部オプト生産部長
2011年 2月	当社ミラーシステム事業部 第三製造部長		兼Murakami Germany GmbH 取締役社長
2013年 2月	嘉興村上汽車配件有限公司 総経理	2021年 4月	株式会社エイジー取締役社長
2015年 4月	当社執行役員	2023年 1月	当社経営企画本部経営企画部長
2019年 3月	当社ミラーシステム事業部 グローバル営業部長	2024年 4月	当社常務執行役員 当社経営統括本部長
2019年 4月	当社ミラーシステム事業部 グローバル営業部長 兼Murakami Germany GmbH 取締役社長		兼同本部経営企画部長 兼Murakami Corporation (Thailand) Ltd. 取締役社長
2020年 4月	当社オプトロニクス事業部長 兼同事業部オプト業務部長 兼Murakami Germany GmbH 取締役社長	2025年 4月	当社経営統括本部長 兼同本部経営企画部長（現任）
2020年 7月	当社オプトロニクス事業部長 兼同事業部オプト業務部長 兼同事業部オプト技術室長 兼Murakami Germany GmbH 取締役社長	2025年 6月	当社取締役（現任） 当社インド所管（現任）

取締役候補者とした理由

候補者は営業部門の責任者や国内・海外関係会社の社長を務めるなど、豊富な経験・実績・見識を有しており、当社の営業展開及び業務効率化を図るために適任であると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 8

ちから いし こう いち
力石 晃一

再任

社外

独立

生年月日

1957年4月19日

所有する当社の株式数

1,232株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1980年 4月	日本郵船株式会社入社	2019年 6月	同社アドバイザー
2009年 4月	同社経営委員		富士石油株式会社社外監査役
2012年 4月	同社常務経営委員		当社社外取締役（現任）
2012年 6月	同社取締役常務経営委員	2022年 6月	澁澤倉庫株式会社社外取締役（現任）
2013年 4月	同社代表取締役専務経営委員		
2019年 4月	同社取締役	2025年 4月	NYK Energy Ocean株式会社代表取締役社長執行役員（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

候補者は日本郵船株式会社の経営に長年にわたって携われ、企業経営者としての豊富な経験を当社の経営に活かせると判断したため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

また、同氏には経営者の目線で、当社の経営を監督する役割を果たしていただけるものと期待しております。

候補者番号 9

あし わ ゆ み こ
足羽 由美子

再任

社外

独立

生年月日

1959年4月1日

所有する当社の株式数

1,277株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1990年 9月	足羽会計事務所入所
1994年12月	税理士登録
2013年 1月	足羽会計事務所所長（現任）
2021年 5月	マックスパリュ東海株式会社社外取締役（現任）
2021年 6月	当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

候補者は税理士として培われた経験を、財務の専門家として当社の経営に活かせると判断したため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

また、同氏には税理士の目線で、当社の経営を監督する役割を果たしていただけるものと期待しております。

候補者番号

10

ごとう やすお
後藤 康雄

再任

社外

独立

生年月日
 1949年2月14日
 所有する当社の株式数
 663株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1971年 4月 味の素株式会社入社
 1978年 4月 はごろも缶詰株式会社（現はごろもフーズ株式会社）入社
 1980年 2月 同社総務部長
 1983年 6月 同社取締役総務部長
 1985年 6月 同社常務取締役総務部長

1986年 6月 同社代表取締役社長
 2007年 6月 同社代表取締役会長（現任）
 2008年 2月 公益財団法人はごろも教育研究奨励会理事長（現任）
 2023年 6月 当社社外取締役（現任）
 株式会社河合楽器製作所
 社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割
 候補者ははごろもフーズ株式会社の経営に長年にわたって携わられ、企業経営者としての豊富な経験を当社の経営に活かせると判断したため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。
 また、同氏には経営者の目線で、当社の経営を監督する役割を果たしていただけるものと期待しております。

- (注) 1. 上記各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 力石晃一、足羽由美子、後藤康雄の各氏は社外取締役候補者であります。
3. 力石晃一氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって7年となります。
4. 足羽由美子氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年となります。
5. 後藤康雄氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年となります。
6. 足羽由美子氏は当社の顧問税理士であります。
7. 力石晃一、足羽由美子、後藤康雄の各氏については、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ております。なお、各氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
8. 当社と力石晃一、足羽由美子、後藤康雄の各氏の間におきましては、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
9. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者が選任され就任した場合は、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者となる予定であります。
- 当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役及び監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）であり、保険料は全額当社が負担しております。また、契約期間は、1年間であり、次回更新時には同内容で更新する予定であります。

第3号議案

監査役1名選任の件

監査体制の強化を図るため、監査役を1名増員することとしたと、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は、次のとおりであります。

なが くら まさ ひこ
長 倉 雅 彦

新 任

生年月日
1962年6月7日

所有する当社の株式数
9株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1986年 4月	株式会社静岡銀行入行	2019年 4月	静銀リース株式会社代表取締役副社長
2005年 6月	同行ロスアンゼルス支店長		
2009年 6月	同行ニューヨーク支店長	2021年 6月	静岡不動産株式会社代表取締役社長
2012年 6月	同行大阪支店長		
2013年 6月	同行理事名古屋支店長	2025年 6月	静岡不動産株式会社代表取締役会長
2015年 6月	同行理事東京営業部長		
2017年 6月	同行執行役員証券投資担当営業副本部長委嘱 資金証券部、ストラクチャードファイナンス部所管	2026年 1月	当社入社顧問（現任）

監査役候補者とした理由

候補者は株式会社静岡銀行において国内外の支店長を歴任し、その後も会社経営に携わるなど、財務及び会計に関する幅広い見識と経営に関する豊富な経験を有しており、当社の監査役の職務に有効に生かすことができると判断したため、新たに監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 上記監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。上記候補者が選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となる予定であります。
- 当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役及び監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）であり、保険料は全額当社が負担しております。また、契約期間は、1年間であり、次回更新時には同内容で更新する予定であります。

(ご参考) 取締役候補者並びに監査役候補者及び監査役の専門性及び経験（スキルマトリックス）

第2号議案の取締役候補者及び第3号議案の監査役候補者を含む監査役のスキルマトリックスは以下のとおりであります。

氏 名	地 位	独立性	ジェンダー	企業経営	財務会計	マーケ ティング・ グローバル ビジネス	製造技術 研究開発	IT デジタル	法務
村 上 太 郎	代表取締役社長		男性	●	●	●		●	
長 谷 川 猛	専務取締役		男性	●	●				●
糟 谷 篤	常務取締役		男性	●	●				
平 沢 方 秀	取締役		男性			●	●	●	
松 田 裕 昭	取締役		男性	●		●			
島 村 昌 宏	取締役		男性	●		●			
前 田 健 太	取締役		男性	●		●			
力 石 晃 一	社外取締役	○	男性	●	●	●			
足 羽 由 美 子	社外取締役	○	女性	●	●				
後 藤 康 雄	社外取締役	○	男性	●	●	●			
増 井 邦 夫	常勤監査役		男性	●		●	●		
長 倉 雅 彦	顧問		男性	●	●				
櫻 井 透	社外監査役	○	男性	●	●	●			
興 津 哲 雄	社外監査役	○	男性		●				●

※上表は、個人の有する全ての専門性及び経験を示すものではありません。

<株主提案（第4号議案から第7号議案まで）>

第4号議案から第7号議案までは、株主様からのご提案によるものであります。

取締役会としては、後述のとおりいずれの株主提案にも反対しております。

なお、議案の要領及び提案の理由は、誤記も含めて原文のまま記載しております。

第4号議案

自己株式取得の件

（1）議案の要領

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を、株式総数1,210,000株、取得価額の総額金7,865,000,000円を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

（2）提案の理由

当社の株価は昨年来緩やかな上昇傾向にあるものの、市場は当社の対策がまだ不十分であると評価しているものと言えます。そこで、更なる当社の株主還元の拡充及び資本効率の向上を図るため、当社が発行済株式総数の約10%を自己株式として取得し、会社法第178条に基づき消却する施策を採用すべきと考えます。

【第4号議案に対する当社取締役会の意見】

反 対

当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

本議案は、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社の自己株式を、株式総数1,210,000株、取得価額の総額7,865,000,000円を限度として、金銭の交付をもって取得することを求めるものです。

当社としましても、自己株式の取得による株主還元自体を否定するものではなく、過去3年間に於いて、2023年9月19日、同年10月24日及び2024年3月19日開催の取締役会決議に基づき自己株式の取得（総計622,400株、取得価額の総額2,174,344,000円）を実施しております。

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けており、配当性向については、17.8%であった2022年3月期以降継続的に引上げており、2026年3月期は45.7%となります。また、長期的な視点で新規分野への事業展開、及び既存事業のグローバル展開、設備投資や研究開発投資等を行い、外部技術の活用や他社との協業・提携なども視野に入れた戦略的投資を拡充することで、当社の優位性となる新技術や新製品の早期創出につなげ、持続的成長を果したいとも考えております。そのため、利益配分につきましては、安定的な配当の継続を基本としながら、当社グループを取り巻く経営環境や業績動向及び配当性向等を総合的に勘案して決定しております。当社は、今後も当該方針に基づいて株主還元策の実施を検討してまいります。

本議案で提案されている規模の自己株式の取得は、2026年3月期の当期純利益約60.7億円を超過する過大な水準であり、適切ではないと判断いたします。本定時株主総会終結時から1年以内という短期間における現金流出としては、明らかに過大な水準と言わざるを得ません。本議案が承認された場合、当社は、成長投資の財源を失い、持続的成長及び中長期的な企業価値向上に向けた企業活動が停滞するおそれがあり、結果として株主の皆様の利益を毀損するおそれがあると考えております。

以上の理由から、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

社外取締役の員数に関する定款変更の件

（１）議案の要領

当社の社外取締役を過半数とするため、当社の定款第19条を下記の通り変更する。なお、定時株主総会における他の議案（会社提案に係る議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

変更前	変更後
(員数) 第19条 当会社に取締役は、17名以内とする。	(員数) 第19条 当会社に取締役は、17名以内とする。
<u>2</u> (新設)	<u>2</u> 当会社の取締役の過半数は、 <u>会社法第2条第1項第15号に規定する社外取締役とする。</u>

（２）提案の理由

コーポレートガバナンス・コード原則４－８は、「独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、プライム市場上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも3分の1以上選任すべきである。また、上記にかかわらず、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、過半数の独立社外取締役を選任することが必要と考えるプライム市場上場会社は、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。」と規定しています。また、コーポレートガバナンス・コード原則４－７は独立社外取締役の役割・責務の一つとして、「経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること」を挙げています。

当社は、スタンダード市場上場会社で、取締役10名のうち社外取締役は3名となっており、3分の1以上の要件も満たしていませんが、スタンダード市場上場会社であっても、より積極的に取締役の過半数を社外取締役とすることで、資本効率を上げ、株主還元を図り、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与するガバナンス体制を整えることができると考えます。

また、社外取締役の人数のみならず、社外取締役の資質についても、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与することができる人材が必要であり、この点、高度の経験とスキルを有するアナリストの登用を検討すべきと考えます。

「アナリストとして高い経験とスキルを持つ人材」の登用は、外部投資家・株主の目線を取締役会にもたらすと同時に、健全なリスクテイクを通じた企業価値向上に資する効果的な手段と考えます。本来、上場企業の取締役会と投資家・株主は企業価値の長期的な向上という同じ目標を共有しながら、不幸にも日本においては両者が対立的な構図で

とえられることも少なくありません。上述の経験・スキルを持つ取締役が取締役会の議論・意思決定に参画することは、健全なリスクテイクと資本配分、そして市場とのより良いコミュニケーションを通じて取締役会と株式市場の関係を本来の建設的なものにすると考えます。しばしば銀行出身者や会計士が取締役のスキルマトリックスのファイナンス部分を担うと説明されますが、「健全なリスクテイク」を促す観点からは会計や負債市場の専門性だけでは不十分であり、そこにエクイティ市場の専門家を登用する意義があるものと考えます。

【第5号議案に対する当社取締役会の意見】

反 対	当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。
------------	-------------------------------

ア. 当社の取締役候補者の決定プロセス

当社は、役員の指名、報酬及び代表取締役の諮問事項に関する助言を行い、経営の客観性と透明性の確保を目的とする、代表取締役、社外取締役3名、社外監査役2名により構成されるアドバイザリーボード（以下「アドバイザリーボード」といいます。）を設置し、取締役候補者の指名については、アドバイザリーボードからの答申を踏まえて、取締役会で決議することとしております。

当社役員の指名に関しては、知識・経験・能力のバランス、多様性、独立性等を総合的に勘案し、業務執行の監督及び各事業部門をカバーできる体制としております。取締役会の構成については、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス及び多様性、独立性等を確保するため、他社での経営経験や多様な視点、高い見識と専門性をもった独立性のある社外取締役を加えることで、業務執行の監督機能の強化を図ることが必要であると考えております。

このように、当社は、アドバイザリーボードからの答申を踏まえて、適切な取締役候補者を選定するとともに、各取締役候補者のスキルのバランスや多様性の確保を踏まえて、取締役会構成を決定しております。

イ. 当社の取締役会が持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与する最適な構成であるとする理由

当社取締役会は、現在、取締役10名（うち独立社外取締役3名）で構成されておりますが、これまでも、企業理念の実現や中長期的な企業価値向上に向けた建設的な議論を行うとともに、事業拡大に向けた積極的な成長投資を行いつつ、安定した財務基盤を維持することで、株主の皆様への還元強化を実現してきたものと考えております。

本定時株主総会において、当社が提案予定の取締役選任議案をご承認いただきますと、取締役会の構成は、現在と同じく10名中3名が独立社外取締役となり、取締役会における独立性は確保されていると考えております。また、当該3名の独立社外取締役は、上場企業の代表取締役を務めた企業経営者及び税理士といった専門家であり、それぞれが専門知識と様々な経験とともに、コーポレート・ガバナンスに対する深い知見を有しており、多様性を確保できていると考えております。なお、独立社外取締役は取締役会及びアドバイザリーボードにおいてもその経験・知見に基づき、経営の監督と経営全般への助言等を積極的に行っております。

そのため、本定時株主総会後の当社取締役会においても、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けたガバナンスの有効性は十分に確保されますので、社外取締役を過半数とすることが必須とは考えておりません。

ウ．社外取締役を過半数とする定款規定を設ける必要がないと考える理由

コーポレートガバナンス・コード【原則４－８．独立社外取締役の有効な活用】は、「独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、プライム市場上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも３分の１（その他の市場の上場会社においては２名）以上選任すべきである。また、上記にかかわらず、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、過半数の独立社外取締役を選任することが必要と考えるプライム市場上場会社（その他の市場の上場会社においては少なくとも３分の１以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社）は、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。」と述べるにとどまり、そもそもスタンダード市場上場会社は、原則として独立社外取締役を２名以上選任すべきとされているのみであります。当社においては、アドバイザリーボードで審議を重ねた上で、独立社外取締役の割合を増やす必要があると判断すれば、適宜対応を行っていく方針です。

本議案のように、当社取締役の過半数を常に社外取締役とすることを義務付ける規定を定款に設けた場合、取締役会のあるべき姿の議論や取締役候補者の選択範囲を却って制限し、その時々において最適な取締役会を検討・構成する上での妨げになります。

以上の理由から、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

なお、本取締役会意見の決議に先立ち、アドバイザリーボードは、本議案の内容について審議をし、取締役会に答申を行っております。取締役会はアドバイザリーボードからの答申を踏まえ、本取締役会意見を決議しております。

当社としましては、今後も引き続き、企業価値向上に資するガバナンス体制の強化に向けて、独立社外取締役の数や比率の向上、企業価値向上に資する適切なスキルを含む取締役会のあり方について、アドバイザリーボード及び取締役会において検討を進めてまいります。

譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬額承認の件

(1) 議案の要領

当社の取締役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の株主総会において取締役の報酬を年額350百万円以内、ただし、使用人分給与は含まないとする、また、2021年6月29日開催の株主総会において、上記報酬限度額とは別枠で、取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式制度の報酬枠として年額100百万円以内が承認されているが、今般、上記譲渡制限付株式制度の報酬枠に代えて、年額150百万円以内(うち社外取締役分は年50百万円以内)、付与株式数の上限24,000株(うち社外取締役分は上限8,000株)の譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与することとする。

具体的な支給時期及び配分については取締役会において決定するが、業績連動型のインセンティブ制度として設計する。かかる業績指標としてはROEやTSR(株主総利回り)を含む各種KPI等が考えられるが、具体的な指標の選定については、当社の経営戦略や事業環境を踏まえ、取締役会が適切に判断すべきものとする。また、業績基準を満たす場合には累計で固定報酬の3倍相当の譲渡制限付株式を今後3年間で付与するよう設計するものとする。

(2) 提案の理由

提案者は日本の取締役会の最大の弱点が各取締役による株式保有の少なさ、それによる株主目線の欠如にあると考えます。当社においても各取締役の株式保有が少なく、取締役の経済的利益の大半は固定報酬としての基本報酬であり、一部業績の達成に紐づく報酬があるものの、株式報酬の目的である株主との価値共有が不十分と考えます。取締役に当社の企業価値の持続的向上を図る経済的インセンティブを持たせ、株主と利益を一体化することで企業価値向上の成果を株主とともに享受することが必要です。

取締役と株主との価値共有を図るための効果的な株式報酬の目安は、固定報酬の3倍相当とされております。当社は株式報酬制度を導入しているものの、第82期(2024年4月1日から2025年3月31日)では当社の取締役(社外取締役を除く。)に年額323百万円の固定報酬が支払われているのに対し、株式報酬は45百万円となっており、固定報酬の13.9%しかありません。このペースでは、取締役と株主との価値共有を図るために効果的な株式報酬の目安とされる固定報酬の3倍相当の株式保有に到達するまで、約21年かかることになります。株式報酬は取締役の在任中に付与されなければ意味がありませんので、より短期間で一定規模の付与がなされる必要があります。

また、欧米においてはほぼすべての主要上場企業において、株主との価値共有に必要と考えられる一定量の株式について一定期間の継続保有要件を定める株式保有ガイドラインが採択されています。数年間の猶予期間を経て、トップマネジメントであれば基本報酬の3～5倍、社外取締役でも報酬の1倍とするケースが大半です。提案者は当社の取締役その他の経営陣にも、過去の常識にとらわれず、世界水準に劣らないオーナーシップのレベルを目指すこと、適切な開示を通じてそのコミットメントを示すことを提案し、株式保有ガイドラインを制定すべきと考えます。

【第6号議案に対する当社取締役会の意見】

反 対	当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。
------------	-------------------------------

ア. 当社の取締役報酬の決定プロセス

当社の取締役の報酬は、各職責を踏まえたものとし、社外取締役については、監督機能を担うその職務に鑑み、決定することを基本方針とし、当社の取締役の基本報酬等は、役位、職責、在任年数に応じた月例の固定報酬と、業績や経済動向、業界動向等を勘案した賞与、株主との価値共有を目的とした譲渡制限付株式報酬で構成しております。個人別の報酬等については、2007年6月28日開催の定時株主総会において決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会決議に基づき取締役会の委任を受けた、代表取締役が、上記の基本方針及び基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針に基づき、アドバイザリーボードからの答申を踏まえて決定しております。

そして、株式報酬については、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、2021年6月29日開催の当社第78回定時株主総会において、当社取締役（社外取締役を除きます。）に対し、株式報酬の額を年額1億円以内、発行又は処分される普通株式の株式数を年35,000株以内とする譲渡制限付株式報酬制度（以下「現行株式報酬制度」といいます。）を導入することについて株主の皆様にお諮りし、99.65%と高い賛成率をもって承認されております。また、社外取締役は独立した立場で経営の監視・監督を担う役割であるため、株式報酬の対象には含めない方針としております。

このように、当社取締役の現在の株式報酬制度は、株主の皆様のご承認も得た上で、アドバイザリーボードを中心とする独立性・客観性を備えた適切な手続のもとに導入・運営しております。

なお、当社は、執行役員及び管理職を対象とする譲渡制限付株式報酬制度も導入しております。これは、企業価値向上に向けて一致団結し、株価に対する意識付けや株主の皆様との一層の価値共有を図ることを目的としております。

イ. 本株主提案の株式報酬を導入する必要がないと考える理由

本議案は、現行株式報酬制度に代えて、全ての当社取締役を対象に、ROE及びTSR（株主総利回り）を含む業績連動型で、業績基準を満たす場合には、累計で固定報酬の3倍相当の譲渡制限付株式を3年で付与するように設計された譲渡制限付株式報酬（年額150百万円以内（うち社外取締役分は年50百万円以内）、発行又は処分される普通株式の株式数は年24,000株以内（うち社外取締役分は8,000株以内））を導入することを求めるものです。

現行株式報酬制度は、アドバイザリーボードを中心とする独立性・客観性が担保された審議を経た上で、株主の皆様のご承認を経て決定された適切なものです。また、現状の報酬体系において株式報酬が最大限付与された場合、当社取締役（社外取締役を除きます。）の報酬総額の約2割を株式報酬が占めることになります。したがって、当社は、現行株式報酬制度の下で、当社取締役と当社株主の価値共有を図る仕組みは十分に担保されているものと考えております。さらに、当社は、執行役員及び管理職を対象とする株式報酬制度も導入しており、企業価値向上に向け

た株主の皆様との一層の価値共有を図ることができるものであると確信しております。

以上の理由から、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

なお、本取締役会意見の決議に先立ち、アドバイザリーボードは、本議案の内容について審議をし、取締役会に答申を行っております。取締役会はアドバイザリーボードからの答申を踏まえ、本取締役会意見を決議しております。

当社としましては、今後も引き続き、企業価値向上に資する報酬制度の枠組みづくりに向けて、当社取締役の報酬に占める株式報酬の割合を増やしていくことや、中長期におけるインセンティブの付与等、企業価値向上のため報酬制度を継続的に見直してまいります。

定時株主総会の基準日に関する定款変更の件

(1) 議案の要領

当社の定款第13条を下記の通り変更する。なお、定時株主総会における他の議案（会社提案に係る議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線部分に変更部分を示します。）

変更前	変更後
(定時株主総会の基準日) 第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>3月31日</u> とする。 <u>2</u> （新設）	(定時株主総会の基準日) 第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年5月15日とする。 <u>2 前項の規定にかかわらず、必要がある場合には、取締役会の決議によりあらかじめ公告して基準日を定めることができる。</u>

(2) 提案の理由

現在、定時株主総会の議決権基準日は3月31日とされており、株主総会の開催時期は会社法の定めにより6月末となります。他方、株主が議決権行使を判断するうえで重要な情報を含む有価証券報告書は、実務上、総会後又は総会前日など開催日に極めて近接したタイミングでの開示にとどまらざるを得ません。その結果、投資家が内容を十分に分析し、議決権行使の判断に反映させることは事実上困難であり、実質的な検討期間は確保されていないのが現状です。

有価証券報告書は、事業リスク、経営戦略、ガバナンス体制、報酬額とその決定方針、資本政策等、株主総会の重要議案の判断に不可欠な情報を網羅する法定開示書類です。これらの情報が総会直前ではなく、相応の時間的余裕をもって開示されることは、責任ある議決権行使の前提条件であると考えます。

議決権基準日を5月中旬へ変更することにより、会社は有価証券報告書及び関連情報を総会に先立ち十分な期間をもって開示するスケジュールを設計することが可能となります。これにより、投資家、議決権行使助言機関及びアナリストが情報を精査し、その分析結果を各議案の賛否判断に適切に反映させる環境が整備されます。本提案は形式的な前倒しを求めるものではなく、実質的な情報提供の充実を図るための制度的基盤を整えるものです。

加えて、本提案は副次的効果として、これまで過度に集中してきた6月下旬の株主総会開催日の分散を促すことが期待されます。開催日の集中は、多くの株主が複数企業の総会に参加することを事実上困難にしてきました。総会日程の分散が進むことにより、株主がより多くの企業の総会に参加し、経営陣との直接対話や議論に参画できる機会が拡大します。これは株主の主体的関与を促進し、提案者が掲げる「株主民主主義」の実現にも資するものと考えます。なお、本提案は決算期の変更を伴うものではなく、事業運営や会計処理に影響を与えるものでもありません。開示ス

ケジュールの合理化を通じて、情報開示の質と市場との対話の実効性を高め、企業価値及び資本市場の信頼性向上に資するものと考えます。

以上の理由により、本定款変更を提案いたします。

【第7号議案に対する当社取締役会の意見】

反 対	当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。
-----	------------------------

本議案は、事業年度経過後の3か月以内に行う有価証券報告書の開示を、定時株主総会開催日の相当期間前とすることを目的として、当社の定時株主総会の議決権の基準日を毎年3月31日から毎年5月15日に変更することを提案するものです。

当社は、株主・投資家の皆様への情報開示の充実を重要な課題であると認識し、有価証券報告書の開示時期の早期化を含め、情報開示の拡充に向けた対応を継続的に検討しております。

現在、法務省に設置された法制審議会会社法制（株式・株主総会等関係）部会において、事業報告等と有価証券報告書の開示の合理化を含む会社法制の見直しの検討が進められており、有価証券報告書を含む会社情報の開示の在り方は、今後さらに変化することが予想されます。当社としましては、株主・投資家の皆様のご意見や会社法その他の関連法令の改正動向等を注視し、適切な有価証券報告書の開示のあり方について、引き続き検討してまいりたいと考えております。

一方で、定時株主総会の議決権基準日を変更し、その結果として、現行の6月よりも後ろ倒しで定時株主総会を開催することは、株主の皆様に対して決算期末後速やかに事業の状況について報告し、取締役の選任等を通じて経営体制を確定させ、早期に新たな体制のもとで経営を推進するという観点からも、その可否の検討が必要と考えております。

また、当社は、期末配当を決定する権限を取締役会には付与しておりません（当社定款第41条参照）が、会社法上、配当の支払いを行うためには、配当の基準日から3か月以内に配当に関する機関決定（当社の場合には株主総会決議）を行う必要があります（会社法第124条第2項）ので、定時株主総会を7月以降に開催する場合、現在期末配当の基準日として定款に定められている3月31日時点の株主の皆様にも期末配当をお支払いすることができなくなります。

加えて、当社定款第12条は、定時株主総会の開催時期を「毎年6月」と定めていることから、本議案が承認可決された場合、変更後の定款第13条に基づいて、議決権基準日が毎年5月15日に変更されるにもかかわらず、定時株主総会は6月中に開催しなければならないこととなり、実務上重大な支障を生じ得ることとなります。

したがって、当社としては、少なくとも現時点においては、定時株主総会の議決権基準日を現行定款のとおり毎年3月31日とすることが、ステークホルダーの皆様にも混乱を招かないという観点から適切であると考えております。

以上の理由から、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

以 上

事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度は、地政学リスクの常態化により、国際情勢の不確実性が高い状況が継続しました。米国における追加関税や関税引き上げの動向、米中関係及び中東地域等における緊張の高まりを背景に、コスト面や価格戦略への影響が見られました。

このような状況の中、当社グループ全体ではバックミラーの販売数量は前年並みとなりました。
追加関税の影響や原材料価格の高騰、賃上げ等によるコスト増加が続く中、費用回収に向けた交渉を継続しております。
また、日本国内においては、中長期的な成長を見据えた投資に着手いたしました。

以上の結果、前連結会計年度に比べて増収増益となり、当連結会計年度の売上高は115,651百万円となりました。
また、営業利益は9,156百万円、経常利益は10,408百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は6,079百万円となりました。

	第82期 (2025年3月期)	第83期 (2026年3月期)	前連結会計年度比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	109,205	115,651	6,445増	5.9%増
営業利益	8,861	9,156	294増	3.3%増
経常利益	9,906	10,408	502増	5.1%増
親会社株主に帰属する当期純利益	5,943	6,079	135増	2.3%増

以下、地域別の概況をご報告申し上げます。

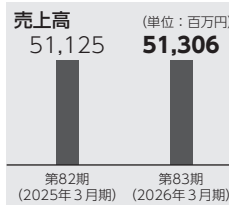
日本

売上高

51,306百万円

(前連結会計年度比0.4%増)

主力の自動車用バックミラーの販売数量は前年並みに推移し、売上高は前連結会計年度に比べて181百万円（0.4%）増加し、51,306百万円となりました。営業利益は、将来への投資増加に加え、インフレーションや円安による原価高騰についての価格転嫁が限定的にとどまったことから、1,726百万円となり、前連結会計年度に比べて1,069百万円（38.2%）の減少となりました。



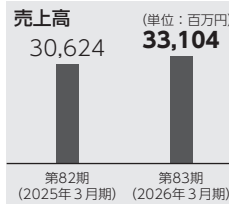
アジア

売上高

33,104百万円

(前連結会計年度比8.1%増)

タイ国内における自動車用バックミラーの販売数量が増加した結果、売上高は前連結会計年度に比べて2,480百万円（8.1%）増加し、33,104百万円となりました。営業利益は、売上増加の影響などにより、4,750百万円となり、前連結会計年度に比べて580百万円（13.9%）の増加となりました。



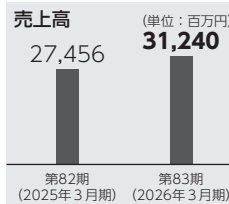
北米

売上高

31,240百万円

(前連結会計年度比13.8%増)

メキシコにおける自動車用バックミラーの販売数量増加と為替換算の影響により、売上高は前連結会計年度に比べて3,784百万円（13.8%）増加し、31,240百万円となりました。営業利益は、売上高増加の影響などにより、1,935百万円となり、前連結会計年度に比べて481百万円（33.1%）の増加となりました。



(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資額は5,396百万円となりました。

その地域別内訳は、日本並びに全社（共通）で2,437百万円、アジアで994百万円、北米で1,963百万円であります。

日本では、バックミラー製造拠点において、主に生産性向上のための合理化改善、並びに品質管理、新製品対応の生産準備などの設備投資を実施いたしました。海外では、能力増強のための工場拡張及び生産準備や生産性向上のための設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の事業環境につきましては、地政学リスクの常態化に伴う国際秩序の不安定化に加え、通商政策の動向やエネルギー・原材料価格の高騰、物流面での不安定要因などにより、コスト面への影響が継続すると予測されます。

また、サプライチェーンの分散化や現地生産体制の強化、投資の選別といった動きが、一層進展するものと見込まれます。

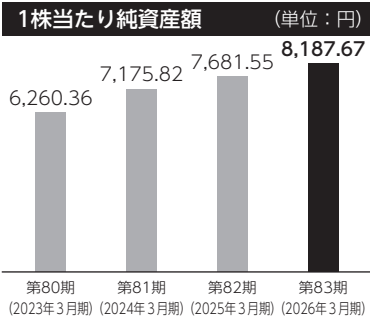
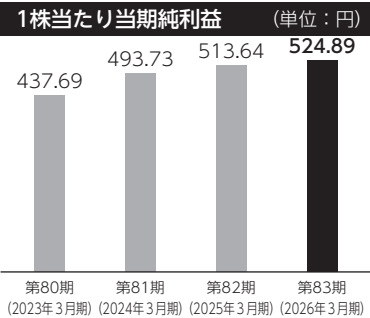
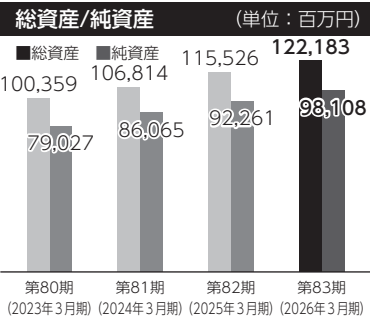
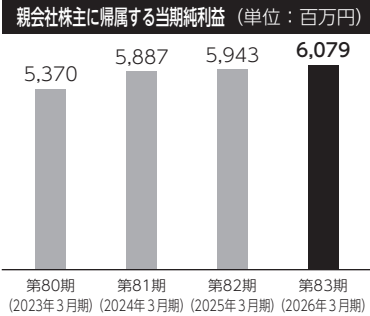
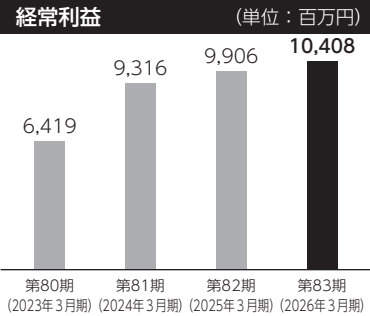
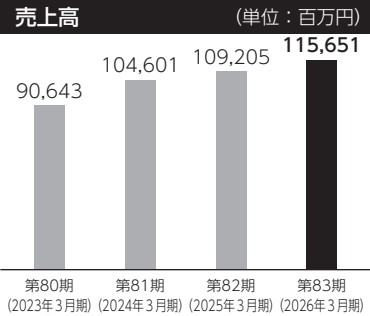
このような状況のもと、当社では中長期的な視点に立ち、サプライチェーン全体の最適化を進めるとともに、外部環境の変化に柔軟に対応した効率的な事業運営を推進し、収益構造の変革に取り組んでまいります。あわせて、将来の成長及び競争力強化に向け、選択と集中を踏まえた戦略的投資を行い、当社の優位性を活かした新技術・新製品の創出を通じて、持続的な成長の実現を目指してまいります。

経営基盤の強化につきましては、経営理念である「人の役に立つ」の実践を通じて、持続可能な社会への貢献を図ってまいります。また、ガバナンス強化の一環として、昨年、新たにリスク管理委員会を設置いたしました。同委員会の運用等を通じて、グローバルでの重要リスクの把握・評価及び統制管理を進めることで、経営のリスク耐性向上を図り、不確実な環境下における持続的成長の確保につなげてまいります。

また、DXの推進においては、グローバルでの業務プロセスの標準化及び仕組みづくりを段階的に進め、更なる業務効率の向上に取り組んでまいります。あわせて、働き方改革や人財育成への取り組みに注力し、全ての社員がいきいきと働ける企業環境の実現を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移



項 目		第80期 (2023年3月期)	第81期 (2024年3月期)	第82期 (2025年3月期)	第83期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売上高	(百万円)	90,643	104,601	109,205	115,651
経常利益	(百万円)	6,419	9,316	9,906	10,408
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	5,370	5,887	5,943	6,079
1株当たり当期純利益	(円)	437.69	493.73	513.64	524.89
総資産	(百万円)	100,359	106,814	115,526	122,183
純資産	(百万円)	79,027	86,065	92,261	98,108
1株当たり純資産額	(円)	6,260.36	7,175.82	7,681.55	8,187.67

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の議決権比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
株式会社村上開明堂九州	100百万円	100.0	バックミラー製造販売
株式会社村上開明堂化成	20百万円	100.0	樹脂製品卸販売
株式会社エイジー	10百万円	100.0	バックミラー製造販売
株式会社村上エクスプレス	10百万円	100.0	一般貨物自動車運送事業
株式会社村上開明堂東日本	380百万円	84.2	バックミラー・ランプ製造販売
Murakami Manufacturing U. S. A. Inc.	40百万米ドル	100.0	バックミラー製造販売
Murakami Manufacturing Mexico, S. A. de C. V.	532百万ペソ	100.0	バックミラー製造販売
嘉興村上汽车配件有限公司	24百万米ドル	100.0	バックミラー製造販売
佛山村上汽车配件有限公司	10百万元	100.0	バックミラー製造販売
天津村上汽车配件有限公司	10百万元	100.0	バックミラー製造販売
Murakami Manufacturing (Thailand) Co., Ltd.	180百万バーツ	100.0	バックミラー製造販売
MURAKAMI AMPAS (THAILAND) CO., LTD.	100百万バーツ	51.0	バックミラー製造販売
Murakami Mold Engineering (Thailand) Co., Ltd.	39百万バーツ	100.0	金型製造販売
Murakami Corporation (Thailand) Ltd.	20百万バーツ	100.0	バックミラー設計・生産準備の請負業務
PT. Murakami Delloyd Indonesia	216,053百万ルピア	72.3	バックミラー製造販売

(7) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

地域区分	事業内容
日本	自動車用バックミラー、ファインガラスの製造販売
アジア	自動車用バックミラー、ファインガラスの製造販売
北米	自動車用バックミラーの製造販売

(8) 主要な営業所及び工場 (2026年3月31日現在)

① 当社

名 称		所在地
本 社		静岡県静岡市
事務所	東京事務所	東京都千代田区
	群馬事務所	群馬県太田市
工場	藤枝工場	静岡県藤枝市
	大井川工場	静岡県藤枝市
	築地工場	静岡県藤枝市

② 子会社

	名 称	所在地
国内	株式会社村上開明堂九州	福岡県朝倉市
	株式会社村上開明堂化成	東京都千代田区
	株式会社エイジー	静岡県藤枝市
	株式会社村上エクスプレス	静岡県焼津市
	株式会社村上開明堂東日本	群馬県太田市
海外	Murakami Manufacturing U. S. A. Inc.	Kentucky U. S. A.
	Murakami Manufacturing Mexico, S. A. de C. V.	Zacatecas Mexico
	嘉興村上汽車配件有限公司	中華人民共和国浙江省
	佛山村上汽車配件有限公司	中華人民共和国広東省
	天津村上汽車配件有限公司	中華人民共和国天津市
	Murakami Manufacturing (Thailand) Co., Ltd.	Ayutthaya Thailand
	MURAKAMI AMPAS (THAILAND) CO., LTD.	Samutprakarn Thailand
	Murakami Mold Engineering (Thailand) Co., Ltd.	Samutprakarn Thailand
	Murakami Corporation (Thailand) Ltd.	Bangkok Thailand
	PT. Murakami Delloyd Indonesia	West Java Indonesia

(9) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

区 分	従 業 員 数 (名)	前連結会計年度末比増減 (名)
日 本	1,358	－ 25
ア ジ ア	1,356	－ 42
北 米	919	＋ 9
全 社 (共 通)	49	－ 6
合 計	3,682	－ 64

- (注) 1. 従業員数は就業人数（当企業集団から外部への出向者を除き、外部から当企業集団への出向者を含む）を記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定の地域に区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 当社グループの非連結子会社の従業員数2名（全社）、45名（日本）及び15名（アジア）は上記表に含まれておりません。

(10) 主要な借入先 (2026年3月31日現在)

該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 29,900,000株
(2) 発行済株式の総数 12,100,000株 (うち自己株式514,947株)
(3) 株主数 8,463名
(4) 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数 (千株)	出資比率 (%)
株式会社豊英社	1,860	16.0
村上太郎	1,461	12.6
NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC	717	6.1
株式会社三菱UFJ銀行	582	5.0
株式会社中島屋ホテルズ	460	3.9
株式会社静岡銀行	459	3.9
立花証券株式会社	431	3.7
東京中小企業投資育成株式会社	402	3.4
明治安田生命保険相互会社	347	3.0
スルガ銀行株式会社	337	2.9

(注) 1. 当社は自己株式514,947株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
2. 出資比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (社外取締役を除く)	7,334	7
社外取締役	—	0
監査役	—	0

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「3. (4) ①当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額」に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2026年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 取 締 役 社 長	村 上 太 郎	
専 務 取 締 役	長谷川 猛	経理財務本部長 兼同本部経理財務部長 兼知財法務リスク管理本部所管 兼北米・欧州所管 兼北米統括
常 務 取 締 役	糟 谷 篤	グローバル調達本部長 兼経営統括本部所管 兼中国所管
取 締 役	平 沢 方 秀	車載事業部所管 兼国内関係会社所管
取 締 役	松 田 裕 昭	グローバル営業本部長 兼オプトロニクス事業部所管 兼ASEAN統括
取 締 役	島 村 昌 宏	コーポレート本部長 兼品質保証本部所管
取 締 役	前 田 健 太	経営統括本部長 兼同本部経営企画部長 兼インド所管
取 締 役	力 石 晃 一	NYK Energy Ocean株式会社代表取締役社長執行役員 澁澤倉庫株式会社社外取締役
取 締 役	足 羽 由 美 子	足羽会計事務所所長 マックスバリュ東海株式会社社外取締役
取 締 役	後 藤 康 雄	はごろもフーズ株式会社代表取締役会長 株式会社河合楽器製作所社外取締役 公益財団法人はごろも教育研究奨励会理事長
監査役（常勤）	増 井 邦 夫	
監 査 役	櫻 井 透	
監 査 役	興 津 哲 雄	興津哲雄法律事務所弁護士

- (注) 1. 取締役 力石晃一、足羽由美子、後藤康雄の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 櫻井透、興津哲雄の両氏は、社外監査役であります。
3. 取締役 力石晃一、足羽由美子、後藤康雄、監査役 櫻井透、興津哲雄の各氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
4. 監査役 櫻井透氏は、金融機関において役員を歴任する等、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役 前田健太氏は、2025年6月26日開催の第82期定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
6. 取締役 服部有、飯塚利恵子の両氏は、2025年6月26日付で任期満了により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役、各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。

当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役及び監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）であり、保険料は全額当社が負担しております。また、契約期間は、1年間であり、次回更新時には同内容で更新する予定であります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	392 (20)	344 (20)	- (-)	- (-)	47 (-)	12 (3)
監査役 (うち社外監査役)	37 (13)	37 (13)	- (-)	- (-)	- (-)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	429 (34)	382 (34)	- (-)	- (-)	47 (-)	15 (5)

- (注) 1. 上表には、2025年6月26日開催の第82期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名(うち、社外取締役は0名)を含んでおりません。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当の際の条件等は「②役員報酬等の方針等」のとおりであります。また当事業年度における交付状況は「2. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
4. 2021年6月29日開催の第78期定時株主総会において、取締役及び監査役に対し、同総会終結時までの在任期間を対象とした役員退職慰労金を打ち切り支給することとしました。その支給時期については各取締役及び各監査役の退任時とし、その具体的金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任することを決議しております。
5. 取締役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第64期定時株主総会決議において年額350百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、13名（うち、社外取締役は0名）です。
- また、金銭報酬とは別枠で、2021年6月29日開催の第78回定時株主総会において、株式報酬の額として年額1億円以内、株式数の上限を年35,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、6名です。
6. 監査役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第64期定時株主総会決議において年額80百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名（うち、社外監査役は3名）です。

② 役員報酬等の方針等

当社は2021年6月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について任意の諮問機関でありますアドバイザリーボードの答申を踏まえていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

決定方針等の内容は下記のとおりです。

【基本方針】

当社取締役の報酬は、各職責を踏まえたものとし、社外取締役については、監督機能を担うその職務に鑑み、決定しております。

【基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針】

当社の取締役の基本報酬等は、役位、職責、在任年数に応じた月例の固定報酬と、業績や経済動向、業界動向等を勘案した賞与、株主との価値共有を目的とした譲渡制限付株式報酬で構成しております。

【取締役の個人別の報酬等に関する事項及びその判断の妥当性について】

個人別の報酬等については、2007年6月28日開催の第64期定時株主総会において決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会決議に基づき取締役会の委任を受けた、代表取締役社長 村上太郎が、上記の基本方針及び基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針に基づき決定しております。当該委任の理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うに適していると判断したためであります。

なお、任意の諮問機関でありますアドバイザリーボードの審議・答申の内容を踏まえて報酬等の額を決定しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

取締役 力石晃一氏は、NYK Energy Ocean株式会社代表取締役社長執行役員であり、澁澤倉庫株式会社の社外取締役であります。なお、各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

取締役 足羽由美子氏は、足羽会計事務所所長であり、マックスバリュ東海株式会社の社外取締役であります。なお、足羽会計事務所は当社の取引事務所であります。マックスバリュ東海株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

取締役 後藤康雄氏は、はごろもフーズ株式会社の代表取締役会長であり、株式会社河合楽器製作所の社外取締役であり、公益財団法人はごろも教育研究奨励会理事長であります。なお、各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

監査役 興津哲雄氏は、興津哲雄法律事務所弁護士であります。なお、同事務所と当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

・ 社外取締役

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	力 石 晃 一	当事業年度開催の取締役会12回のうち全てに出席いたしました。 豊富な企業経営判断の経験・知見に基づき、経営の監督と経営全般への助言等、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
取 締 役	足 羽 由美子	当事業年度開催の取締役会12回のうち全てに出席いたしました。 税理士としての豊富な経験・知見に基づき、経営の監督と経営全般への助言等、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
取 締 役	後 藤 康 雄	当事業年度開催の取締役会12回のうち全てに出席いたしました。 豊富な企業経営判断の経験・知見に基づき、経営の監督と経営全般への助言等、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。

・ 社外監査役

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況
監 査 役	櫻 井 透	当事業年度開催の取締役会12回のうち全てに出席し、また当事業年度開催の監査役会12回のうち全てに出席いたしました。 豊富な企業経営判断の経験・知見に基づいた発言を行っております。
監 査 役	興 津 哲 雄	当事業年度開催の取締役会12回のうち全てに出席し、また当事業年度開催の監査役会12回のうち全てに出席いたしました。 弁護士としてその豊富な専門知識からの発言を行っております。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額（百万円）
当事業年度に係る監査証明業務に基づく報酬等の額	52
当事業年度に係る非監査業務に基づく報酬等の額	－
当社及び当社子会社が当社の会計監査人へ支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	52

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る監査証明業務に基づく報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5 業務の適正を確保するための体制

(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「村上開明堂グループ企業行動憲章」「村上開明堂コンプライアンスポリシー」「村上開明堂コンプライアンス行動規準」を取締役・使用人に周知徹底させ、必要な教育を実施する。
- ② 代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会において、コンプライアンス上の重要な問題を審議する。
- ③ グローバル監査部は、コンプライアンスの状況を監査し、定期的に取り締役及び監査役に報告する。
- ④ 法令上疑義のある行為等について、使用人等が直接情報提供を行う手段として内部通報制度を整備する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役の職務の執行に係る情報として、取締役会議資料、経営会議資料、経営戦略会議資料及び各議事録、稟議書等の書類について「文書管理規程」に基づき、保存及び管理を行う。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理に関する規程に従い、リスク管理を徹底するために各部署に必要な諸規程や教育・訓練制度、通報制度等の体制を整備する。
- ② 不測の事態が発生した場合は、「経営危機管理規程」に従い直ちに対策本部を設置し全社横断的な対応を実施する。

(4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、取締役会が定める業務分掌規程に基づき、執行役員等よりの報告を踏まえ、各取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を整備する。
- ② 取締役会は、中期経営計画及び年度計画を策定し、会社として達成すべき目標を明確化するとともに各本部及び事業部ごとの業績目標を明確にし、その進捗状況を定期的に取り締役会で報告させる。
- ③ 重要な経営課題の審議及び意思決定を行う「経営会議」及び「経営戦略会議」を設け、業務執行の迅速化を図る。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループの企業集団としての業務の適正性を確保するため「国内関係会社管理規程」及び「海外関係会社管理規程」を整備し、子会社からの報告体制等を定める。
- ② 取締役は、子会社において法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、当社の監査役に報告する。

- ③ 子会社が経営管理の法令に違反した場合、または、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、子会社の取締役は、当社コーポレートサービス部長並びに監査役に報告する。
- ④ グループ内取引は、法令・会計原則・税務その他社会規範に照らし適切なものとし、公平性を保持する。
- ⑤ グローバル監査部は、当社及び当社グループにおける内部監査を実施し、企業グループ全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性に関する事項

- ① 監査役から監査役の職務を補助する使用人を置くことを求められた場合には、監査役と協議のうえ、合理的な範囲で配置する。
当該使用人の任命、異動等人事権に係る事項の決定には、監査役の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保する。
- ② 当該使用人は、監査役の指示に基づきその業務を行う。また、当該使用人の人事考課、異動、懲戒等については、事前に監査役の承諾を得て行う。

(7) 当社及び子会社の取締役及び使用人等が当社の監査役に報告するための体制及びその他の監査役への報告に関する体制並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査役は、業務執行上の意思決定に関する重要な会議に出席することができる。
- ② 取締役及び使用人等は、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を、すみやかに当社の監査役に対して報告する。
- ③ 当社の監査役への報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として解雇したり人事異動や評価等について不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役から、その職務の執行について生ずる費用等の請求があった場合には、当該費用等が監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、これに応じる。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定するものとし、会計監査人と適宜協議をする。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、信頼性のある財務報告を重視し、決算財務報告の基本方針に基づき、適正な財務情報を開示し、透明かつ健全な企業経営を実践する。

(11) 反社会的勢力排除に向けた体制

① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、「村上開明堂グループ企業行動憲章」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、断固とした姿勢で対決し、関係遮断を徹底する。

② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、「村上開明堂コンプライアンスポリシー」及び「村上開明堂コンプライアンス行動規準」において反社会的勢力に対する行動指針を示し、取締役・使用人に周知徹底する。社内体制としては、コーポレートサービス部を対応総括部署として、平時より顧問弁護士、企業防衛対策協議会、静岡県警察本部等の外部機関と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集、不当請求防止に関する指導を受ける。

(12) 上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会において決議された「内部統制基本方針」に基づき、内部統制システムを整備し運用しております。上記各体制の整備及び運用状況については継続的に調査し、取締役会へ報告するとともに、調査の結果を踏まえて、より適切な内部統制システムの構築に努めております。

① コンプライアンス体制

コンプライアンスの推進を図るべく、「コンプライアンス委員会規程」に基づきコンプライアンス委員会を原則年1回開催し、法令順守について審議しております。当該委員会では、コンプライアンスの推進に関する方針の決定を行っており、必要な情報を当社取締役会に報告しております。また、社外を含む通報窓口を設置し、潜在的なリスクの収集に努めております。

② リスク管理体制

「リスク管理規程」に基づき、平時より定常的にリスクの把握・評価及び対策等の管理を実施し、重要リスクについてはリスク管理委員会等において統制管理を行っております。不測の事態が発生した場合には、「経営危機管理規程」に基づき、速やかに対策本部を設置し、迅速かつ適切に対応することとしております。また、「機密管理規程」の定めに基づき、重要機密エリアの設定と重要管理情報の不正使用や外部漏洩を防止

し、情報セキュリティ強化のため、「情報セキュリティポリシー」の定めに基づきネットワークの社内網整備や情報保存媒体の使用制限を設ける等、情報漏洩リスクの軽減に努めております。

③ 財務報告体制

財務報告の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。さらに会計監査人は代表取締役社長と定期的に意見交換を行っております。

④ 職務執行体制

ア 取締役の職務として、当事業年度において取締役会を12回開催し、法令、定款及び取締役会規程の定めに基づき経営上重要な事項の決定及び業務執行の監督を行っております。

イ 監査役の職務として、当事業年度において監査役会を12回開催し、取締役会付議事項の事前審議、重要な経営事項の審議や重要な業務推進上の報告等を行っております。

⑤ 業務監査体制

業務監査部門として、代表取締役直属の組織であるグローバル監査部を設置し、当社及び関係子会社の業務について監査を実施しております。業務監査の結果は、代表取締役社長及び常勤監査役に報告し、必要に応じて当該部門の責任者に対し、改善勧告や提案等の措置を取るとともに、改善状況を確認するためにフォロー監査を実施しております。

⑥ 監査役会体制

監査役会は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行っております。また、会計監査人と適宜協議をしております。

6 株式会社の支配に関する基本方針

当社の株式の大量取得を目的とする買付に対しましては、当該買付者の事業内容及び将来の事業計画並びに過去の投資行動等から、当該買付行為または買収提案が当社の企業価値及び株主共同の利益に与える影響を慎重に検討し、判断する必要があるものと認識しております。

現在のところ、当社株式の大量買付に係る具体的な脅威が生じているわけではなく、また当社としても、そのような買収者が出現した場合の具体的な取組みを予め定めるものではありませんが、当社としては株主・投資家から付託された当然の責務として、当社の株式取引や移動の状況を常に注視し、当社株式を大量に取得しようとする者が出現した場合には、直ちに当社として最も適切と考えられる措置を講じます。

具体的には、社外の専門家を交えて当該買収提案の評価や株式取得者との交渉を行い、当該買収提案が当社の企業価値及び株主共同の利益に資さない場合には、具体的な対抗措置の要否及びその内容等をすみやかに決定し、対抗措置を実行する体制を整えます。

なお、買収への対抗措置の導入につきましても、重要な経営課題の一つとして、買収行為を巡る法制度や関係当局の判断・見解、世間の動向等を注視しながら、今後も継続して検討を行ってまいります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

科 目	金 額
(資産の部)	
流 動 資 産	80,416
現金及び預金	46,519
受取手形及び売掛金	17,275
電子記録債権	1,190
商品及び製品	1,648
仕掛品	1,821
原材料及び貯蔵品	6,662
その他	5,325
貸倒引当金	△26
固 定 資 産	41,767
有 形 固 定 資 産	27,467
建物及び構築物	8,716
機械装置及び運搬具	7,523
工具、器具及び備品	1,902
土地	6,304
リース資産	131
建設仮勘定	2,889
無 形 固 定 資 産	1,302
ソフトウェア	207
ソフトウェア仮勘定	172
その他	922
投資その他の資産	12,997
投資有価証券	8,028
投資不動産	1,466
退職給付に係る資産	2,008
繰延税金資産	918
その他	575
貸倒引当金	△0
資 産 合 計	122,183

(単位：百万円)

科 目	金 額
(負債の部)	
流 動 負 債	20,202
支払手形及び買掛金	11,984
電子記録債務	1,120
リース債務	74
未払法人税等	802
製品保証引当金	394
賞与引当金	1,211
役員賞与引当金	32
その他	4,582
固 定 負 債	3,872
リース債務	68
繰延税金負債	2,126
退職給付に係る負債	1,255
役員退職慰労引当金	319
資産除去債務	49
その他	52
負 債 合 計	24,075
(純資産の部)	
株 主 資 本	80,558
資 本 金	3,165
資 本 剰 余 金	3,478
利 益 剰 余 金	75,505
自 己 株 式	△1,591
その他の包括利益累計額	14,295
その他有価証券評価差額金	2,630
為 替 換 算 調 整 勘 定	10,640
退職給付に係る調整累計額	1,024
非支配株主持分	3,253
純 資 産 合 計	98,108
負 債 純 資 産 合 計	122,183

(注) 表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		115,651
売上原価		97,214
売上総利益		18,436
販売費及び一般管理費		9,280
営業利益		9,156
営業外収益		
受取利息及び配当金	552	
受取地代家賃	148	
その他の	709	1,409
営業外費用		
支払利息	14	
賃貸費用	40	
その他の	102	157
経常利益		10,408
特別利益		
固定資産売却益	46	46
特別損失		
固定資産処分損	48	
減損損失	272	
その他の	0	321
税金等調整前当期純利益		10,133
法人税、住民税及び事業税	2,580	
法人税等調整額	324	2,904
当期純利益		7,229
非支配株主に帰属する当期純利益		1,150
親会社株主に帰属する当期純利益		6,079

(注) 表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	3,165	3,447	72,032	△1,619	77,026
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△2,605		△2,605
親会社株主に帰属する 当期純利益			6,079		6,079
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△22		28	5
譲渡制限付株式報酬		53			53
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額 (純額)					—
当連結会計年度変動額合計	—	31	3,473	27	3,532
当連結会計年度末残高	3,165	3,478	75,505	△1,591	80,558

(単位：百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	1,945	9,303	647	11,896	3,338	92,261
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当						△2,605
親会社株主に帰属する 当期純利益						6,079
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						5
譲渡制限付株式報酬						53
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額 (純額)	685	1,337	376	2,399	△84	2,314
当連結会計年度変動額合計	685	1,337	376	2,399	△84	5,847
当連結会計年度末残高	2,630	10,640	1,024	14,295	3,253	98,108

(注) 表示単位未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2026年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流 動 資 産	40,042
現金及び預金	24,278
売掛金	9,683
電子記録債権	1,071
製品	1,043
仕掛品	170
原材料及び貯蔵品	2,011
前払費用	160
未収入金	403
短期貸付金	570
1年内回収予定の長期貸付金	144
その他	506
貸倒引当金	△1
固 定 資 産	31,380
有 形 固 定 資 産	10,110
建物	2,552
構築物	76
機械及び装置	1,843
車両運搬具	25
工具、器具及び備品	764
土地	4,253
建設仮勘定	595
無 形 固 定 資 産	276
ソフトウェア	89
ソフトウェア仮勘定	172
その他	14
投資その他の資産	20,993
投資有価証券	6,893
関係会社株式	7,768
出資金	97
関係会社出資金	2,457
長期貸付金	926
投資不動産	1,813
保険積立金	84
前払年金費用	763
その他	189
貸倒引当金	△0
資 産 合 計	71,423

科 目	金 額
(負債の部)	
流 動 負 債	11,667
買掛金	7,520
電子記録債務	470
未払金	509
未払消費税等	36
未払法人税等	58
未払費用	622
預り金	50
製品保証引当金	305
賞与引当金	881
役員賞与引当金	32
その他	1,180
固 定 負 債	1,056
退職給付引当金	287
役員退職慰労引当金	318
資産除去債務	49
繰延税金負債	347
その他	52
負 債 合 計	12,723
(純資産の部)	
株 主 資 本	56,068
資 本 金	3,165
資 本 剰 余 金	3,580
資本準備金	3,528
その他資本剰余金	51
利 益 剰 余 金	50,914
利益準備金	202
その他利益剰余金	50,711
固定資産圧縮積立金	40
別途積立金	10,050
繰越利益剰余金	40,621
自 己 株 式	△1,591
評価・換算差額等	2,630
その他有価証券評価差額金	2,630
純 資 産 合 計	58,699
負 債 純 資 産 合 計	71,423

(注) 表示単位未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		51,945
売上原価		46,100
売上総利益		5,845
販売費及び一般管理費		5,843
営業利益		1
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,737	
受取地代家賃	153	
その他	1,895	4,786
営業外費用		
賃貸費用	55	
その他	25	80
経常利益		4,707
特別利益		
固定資産売却益	39	39
特別損失		
固定資産処分損	6	6
税引前当期純利益		4,740
法人税、住民税及び事業税	749	
法人税等調整額	38	787
当期純利益		3,953

(注) 表示単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			
						固 定 資 産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	3,165	3,528	20	3,548	202	40	10,050	39,273	49,566
当 期 変 動 額									
剰余金の配当								△2,605	△2,605
当期純利益								3,953	3,953
自己株式の取得									
自己株式の処分			△22	△22					
譲渡制限付株式報酬			53	53					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当 期 変 動 額 合 計	－	－	31	31	－	－	－	1,347	1,347
当 期 末 残 高	3,165	3,528	51	3,580	202	40	10,050	40,621	50,914

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△1,619	54,662	1,945	1,945	56,607
当 期 変 動 額					
剰余金の配当		△2,605			△2,605
当期純利益		3,953			3,953
自己株式の取得	△0	△0			△0
自己株式の処分	28	5			5
譲渡制限付株式報酬		53			53
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		－	685	685	685
当 期 変 動 額 合 計	27	1,406	685	685	2,091
当 期 末 残 高	△1,591	56,068	2,630	2,630	58,699

(注) 表示単位未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

株式会社 村 上 開 明 堂
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
静 岡 事 務 所
指定有限責任社員 公認会計士 松 浦 俊 行
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 河 原 寛 弥
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社村上開明堂の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社村上開明堂及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示すること

にある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類等に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

株式会社 村 上 開 明 堂
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

静 岡 事 務 所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	松 浦 俊 行
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	河 原 寛 弥

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社村上開明堂の2025年4月1日から2026年3月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第83期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月13日

株式会社 村上開明堂 監査役会

常勤監査役 増井邦夫 ㊞

監査役 櫻井透 ㊞

監査役 興津哲雄 ㊞

(注) 社外監査役 櫻井透及び興津哲雄は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

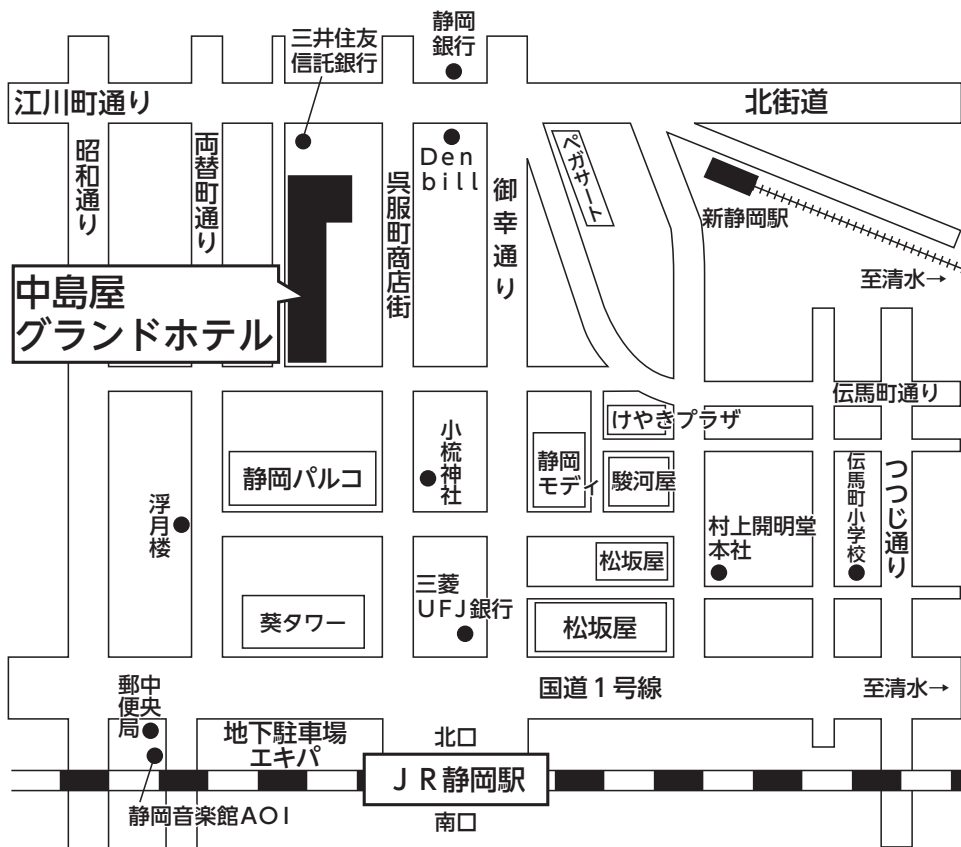
会 場

静岡県静岡市葵区紺屋町3番10号

中島屋グランドホテル 4階 カトレア TEL (054) 253-1151

交 通

JR静岡駅北口より徒歩約5分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。